

琴浦町ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本要領は、琴浦町ふるさと納税推進業務委託に係る契約の相手方となる受託者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

別紙「琴浦町ふるさと納税推進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 委託業務期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、令和6年3月琴浦町議会定例会における、本事業委託に係る予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。なお、令和6年2月から3月までの期間は、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

4 委託業務上限額

令和6年度 17,756,500円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 17,756,500円（消費税及び地方消費税を含む）

合計 35,513,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約は寄付金額に対する単価契約とする。

※「返礼品の調達費用」「返礼品の配送費用」は実費とする。

※寄付金額は375,300,000円/年度（さとふる除く）を想定しているが、寄附額が上回る場合は補正予算等で対応する。

5 担当課

〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町総務課 ふるさと納税担当

電話 0858-52-2111 FAX 0858-49-0000

電子メール furusato@town.kotoura.tottori.jp

6 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル

7 参加資格条件

琴浦町ふるさと納税推進業務委託公募型プロポーザルに参加しようとする者（共同参加者も含む）は、次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

- (3) 本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止、その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生計画の認可決定がなされている場合は除く。）。
- (7) 経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) プライバシーマーク又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (9) 令和 5・6 年度琴浦町競争入札参加資格申請において、「大分類：49 その他委託小等 小分類：その他」で申請を行い受理された者であること。ただし、当該資格申請を受理されていない者であっても、本プロポーザルの参加申込書提出期限までに受理されればよい。
- (10) 国税及び地方税の滞納がないこと。

8 参加申込

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

※ 共同参加者と連携して業務処理をする場合は、公募型プロポーザル参加申込書の共同参加者欄に共同参加者を記載の上、共同参加者についても公募型プロポーザル参加申込書及び次のイ～ウを提出すること。

イ 誓約書（様式第 2 号）

ウ プライバシーマーク等を認証取得している証書の写し。または社内の情報セキュリティの内容が同等のセキュリティ規格とわかるもの。

(2) 提出方法

琴浦町総務課に持参又は郵送

(3) 提出期限

「13 スケジュール」のとおり

(4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に提案資格確認結果通知書（様式第 3 号）により通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない）
- イ 仕様書対応可否確認書（様式第4号）
- ウ 見積書（任意様式）（企画提案作成要領の2見積書作成の条件を参考にするこ
と。）

(2) 企画提案書等に記載すべき事項

ア 企画提案書（見積書含む）は任意様式とするが、別紙「企画提案作成要項」を参照し、文章やイメージ図等で簡潔に記載すること。提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷とし、25ページ以内を目安として作成すること。

イ 提出方法

琴浦町総務課に持参又は郵送

ウ 提出期限令和6年1月10日（水）午後5時（必着）

エ 提出部数

正本1部、副本7部とする。なお、提出のあった資料は返却しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

「13スケジュール」のとおり

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）を「5担当課」まで電子メールにより提出すること。件名を【プロポ質問書（法人名）】として提出してください。

(3) 回答期限

「13スケジュール」のとおり

(4) 回答方法等

質問に対する回答は、随時行うものとする。

なお、回答については、質問者を含め、回答時点で参加申込のあったすべての参加申込者に電子メールで知らせるとともに、同日に琴浦町ホームページに回答内容を公表する。

11 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、琴浦町ふるさと納税推進業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、別紙で示す「評価基準」に基づき、委員会委員が評価（点数化）し、各委員の評価点の平均が最も高い者を、第一順位の受託候補者として特定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

ア 業務に要する経費に関する項目の各委員の評価点の平均

- イ 返礼品等開発・管理能力に関する項目の各委員の評価点の平均
- ウ 業務遂行能力・受託実績に関する項目の各委員の評価点の平均

(2) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す「評価基準」に基づき審査する。

- ア ふるさと納税制度の理解
- イ 業務遂行能力・受託実績
- ウ 返礼品等開発・管理能力
- エ 個人情報保護対策
- オ 自社の優位性
- カ 業務に要する経費
- キ その他

(3) 失格基準

いずれかの事項に該当する場合、当該業務の遂行に支障を満たすものとし、失格とする。

- ア 評価点の合計が 120 点未満のもの
- イ (2)のエにおいて、個人情報保護対策について各委員の評価点の平均が 6 点未満のもの
- ウ (2)のカにおいて提示する見積価格が業務委託上限額を超えたもの

(4) プレゼンテーションの実施

- ア 企画提案書を提出した者は、令和 6 年 1 月 1 8 日（木）に行う委員会において、プレゼンテーションを行う。開始時間・場所等については、別途電子メールで通知する。
- イ ヒアリングは 1 社につき 30 分（説明 20 分、質疑 10 分）以内を予定。
- ウ 参加人数は 3 名以内とする。
- エ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、事前に連絡を行い、町が準備したプロジェクター（HDMI ケーブル使用）及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。
- オ プレゼンテーションの際に追加資料の提出は一切認めない。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、採否に関わらずすべての企画提案書提案者に結果通知書（様式第 6 号）を通知する。

12 契約

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

特定された受託候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提案者と協議できるものとする。なお、提案のあったポータルサイトの運営事業者及び寄附金納付事務事業者との契約は、本町が直接行う。

13 スケジュール（予定）

内容	日時
調達公告	令和5年11月15日（水）
参加申込書提出期限	令和5年12月15日（金）午後5時まで
質問書提出期限	参加申込提出後～令和5年12月20日（水） 午後5時まで
質問の回答期限	随時回答し、最終回答は令和5年12月28日（木）までに行う
参加資格決定・通知	随時決定し通知する
企画提案書提出期限	令和6年1月10日（水）午後5時まで
プレゼンテーション詳細日程通知	令和6年1月12日（金）頃電子メールで行う
プレゼンテーション実施	令和6年1月18日（木）
候補者の特定	令和6年1月25日（木）
選定結果通知受託候補者と委託内容の協議開始	令和6年1月26日（金）
契約締結（予定）	令和6年4月1日（月）

14 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- キ その他、本町があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと
する。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

エ 町は本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

オ 町は、企画提案者から提出された企画提案書について琴浦町情報公開条例（平成16年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

15 留意事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により琴浦町の承諾を得なければならない。

(2) 共同参加により委託業務を遂行するにあたっては、代表事業者を決定した上で各社の事業分担を明確にし、業務の仕様を満たすこと。なお、契約については、業務内容別の契約も可能とする。

(3) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、琴浦町の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(4) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。